

63

消費者法ニュース発行会議 2005/4

消費者法ニュース

CONSUMER LAW NEWS

特集 武富士の営業取り消しを求める⑥ (判決全文1件)

リース サラ金・商工ローン

- (1)ロプロ(日栄)・SFCG(商工ファンド)
- (2)ヤミ金・サラ金・商工ローン判決全文紹介

シティズ(4件)/キャスコ(1件)/ヤミ金(1件)
/年金担保(1件)/整理屋(1件)

(3)金利引下げ

(4)利息制限法

(5)取引経過開示

(6)ヤミ金

(7)日掛け金融

(8)年金担保・申入書

(9)サラ金広告

(10)債権回収(サービサー法)の問題

(11)活動

リース クレジット・リース被害 (判決全文1件)

リース 消費者契約法 (判決全文2件)

リース 先物取引 (判決全文1件)

リース 独占禁止法

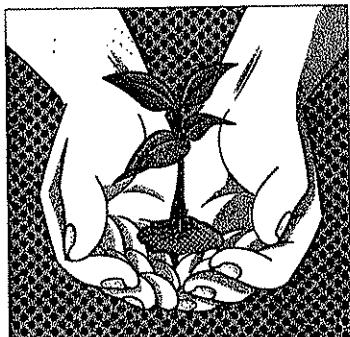
リース 証券・保険

リース PL (判決全文1件)

リース 欠陥住宅

リース 宗教

リース 医療問題



<http://www.clnn.net>

相談員の目/Q&A/研究・活動/事件情報/
政党・国會議員の声

リース37件

2・26集会の報告— 経済的側面から

金利の規制の必要性

卷之二

司法書士と云ふ法律家の専門は

金業法) 或いは利息制限法や憲法の角度から問題提起や被害者救済に取り組まれておられるのではないかかと思います。私は一七年間金融機関に勤務して後現在小さな税理士事務所を営んでおります。仕事柄「数字」の角度からこの問題を検討します。数字の世界ですから、場合によっては一方的な見方で数字のマジック的な意見となることもあります。一つの考え方と捉えていただきたいと思います。

①国税庁民間給与実態統計調査によると、平成一五年一二月三一日現在の一年を通じて勤務した給与所得者四四六六万人の平均給与は四四万円（男性五五四万円、女性二七五万円）でした。しかも、男性では三〇〇万円超四〇〇万円以下の者が五一〇万人の一八・二%、女性では一〇〇万円超二〇〇万円以下が四二〇万人の二五・三%と最も多くなっています。多重債務で相談を受ける相手もこの平均額かそれ以下の収入ではないでしょうか。

②このような収入状況での家計支出を見てみます。総務省統計局の平成一五年家計調査（＊2）で、年間収入五分位階級別一世帯当たり

賃地代が二万七八九円ですが、事
際アパート・マンション暮らしの家
人はその償借料は五～六万円以上
であり、更に三～四万円程度の消
費支出が必要と考えられます。或
いは持ち家であれば住宅ローンの
返済に実支出以外の支出として五
～一〇万円の支出が必要であると
思われます。給与所得者のうち年
間収入層が男性三〇〇万円超四〇
〇万円以下、女性一〇〇万円超二
〇〇万円以下ですと「消費支出、
非消費支出」の日常的な生活費用
が三〇〇万円かそれ以上となり生
活に余裕は全くないことになります。
この様な時に何かの理由で出費

	出資法（みなし弁済） 29.2%	利息制限法 15%	日弁連提携利息 8%
100万円	月額返済 ¥42,015	¥34,665	¥31,336
	利息合計 ¥512,540	¥247,940	¥128,096
200万円	月額返済 ¥84,029	¥69,331	¥62,673
	利息合計 ¥1,025,044	¥495,916	¥256,228
300万円	月額返済 ¥126,044	¥103,996	¥94,009
	利息合計 ¥1,537,984	¥743,856	¥384,324

返済金 三年間利息合計の比較を一覧にしたもので、いかに出来法（資金業法みなし利息）の利息負担が大きいか一目瞭然です。

一〇〇万円のサラ金を利用する場合、借り入れ率一九・二%、三六回返済、元利均等払いだと月四万円一五円の返済が必要です。三年間に支払う利息総額が五十一万二千円で、年間支払額が月一二万六〇四円で、年間支払額が月一二万六〇四円の一二万円で、一四五円の一二万円で一五一万二千円で年間収入の半分近くがサラ金返済となり、三年間に支払う利息総額が一五三万七千八四円の返済額となります。こうなると毎月の返済、利息負担が過重となり、返済のためのサラ金の利用を繰り返すことで、雪ダルマ式に借入が増加し、多重債務者へ転落していく可能性が大きいと言えます。

④二〇〇四年三月日本弁護士連合会が提言している「統一消費者信用法」はまさに得を得た提言であると思います。中でも金利・違約金の項では、「金融料・手数料及利息を民事上の制限利率は過去一百年間の国内銀行貸出約定期率

平均六%を上乗せして毎年政令で定めるとするもの」です。例えば平成五年から一四年までの平均利率二・六三三四%ですのでこれに六%を上乗せして小数点を切り捨てしますと八%の制限利率となります。

日弁連の提言である貸出約定平均利率に六%を上乗せした八%の利率で計算すると、一〇〇万円、三六五回返済 元利均等払いで月三万一三三六円、三年間に支払う利息総額が一二万八〇九六円となります。八%と二九・二%の利率差によって月一万六七九円、三年間で三八万四四四四円の返済負担額が軽くなることになります。二〇〇万・三〇〇万円ですと、二の一・三倍の返済負担額が軽くなります。

2 金利が企業経営に与える影響を統計資料を用いて検討してみます

モデル企業は	
平均売上高	28,118千円
経常利益	1,594千円
経常利益率	5.7%
借入金等	18,790千円（内割引手形 189千円）
支払利息	382千円

可能性の高い事業規模は、必要資金額或いは融資規模からみて小・零細企業と推測されます。経営指標は中小企業庁や国民生活金融公庫等からも発表されていますが、私の属しているTKC全国会の経営指標(平成一六年版)を検討素材とします。全産業黒字企業の内「売上規模〇～五億円未満」の二万五七一四社の財務諸表をモデル企業として、経営指標の一部から少し検討してみます。(以下単位千円)

り
借入金一八、六〇一×二九。
二%＝支払利息は五、四三一とな
り
経常利益一、五九四一（五、四
三一—三八一）＝△三、四五五の
赤字企業に転落します。
更に、欠損補填の運賃資金として、
この赤字額三、四五五を高利借入
に依存すれば
借入金一八、六〇一十三、四五
五＝三一、〇五六に增加
次期支払利息は、二三、〇五六×
二九・二%＝支払利息は 六、四
四〇となり
経常利益一、五九四一（六、
四四〇—三八一）＝△四、四六四
の赤字企業になります。
もともと、次期の支払利息六、
四四〇は、減債償却費一、二九二

参考までに、この企業の借入利率は三八二一一八、七九〇二一、〇三%で資金調達を行っています。又、支払利息対売上高は三八二一一八、一一八一一・三六%です。

年平均労働者世帯一ヵ月間の収入と支出を見ると、年間収入四四五円以下グループ即ち給与所得者の平均的な給与額以下のグループの月額消費支出は二二万八二五〇

存すると、返済財源は乏しく、最終的には多重債務者へ転落していくことは火を見るより明らかです。③念のために利息負担の過重を確認しておきます。

は、現金支出を伴わない費用ですので、これを考慮すれば欠損補填額の為の借り入れ増加額は三、四五五一一、二九二で一、一六三となり

借入金一八、六〇一+二、一六三二二〇、七六四に増加します。次期支払利息は、二〇、七六四×二九・二%＝六、〇六三の支払利息となり

経常利益一、五九四一（六、〇六三一三八二）リ△四、〇八七の赤字経営が続きます。

支払利息対売上高は黒字のモodel企業では一・三六%であったものが、高利金融を利用してしまいますと、六、四四〇ニ二八、一六二二三・九%あるいは、六、〇六三ニ二八、一一六二二一・五六%と一一・二二%となり、働いても働いても利息の為に働いているような状態になります。もちろん、事業経営の過程で、販売努力や経費の圧縮などの経営努力でこんな雪だるま式にはならないと思いますが、昨今の経済環境からみて心配になります。

②では、参考までにこの企業が利制限法の利率で資金調達を行つ

たとしますと、

借入金 一八、六〇一×一五%!!

二、七九〇となり

経常利益一、五九四一（一、七九〇—三八二）＝△八一四の赤字で、やはり赤字企業に転落です。

先ほどと同じように、減価償却費一二九三・現金支出を伴わない費用ですので、これを考慮すれば、欠損補填額は一、一九三一八一四四七九のプラスとなりますので、欠損補填の借入金増加はありませんが、損益計算では赤字企業です。利息制限法の利率ですら赤字企業から脱却することはできないことがあります。

③日弁連の提言である貸出約定平均利率に六%を上乗せした八%で計算しますと、

借入金 一八、六〇一×八%!!

一、四八八となり

経常利益一、五九四一（一、四八八—三八二）＝四八八のプラスになります。

八%では黒字を計上することができます。「日弁連提言利率」の妥当性を評価出来ます。

④別の角度から損益分岐点高利借入額（利益が〇となる借入利率）

九・二%での借入限度額)はいく
らかと計算しますと、

一、五九四十三八一= $X \times ○$ ·

二九二 X=六、七六七

現状借入金一八、六〇一のおお
よそ三分の一を高利借入に依存す
ると欠損企業となります。

⑤一方、現状の借入状況の他に、
新たに設備や備品購入のため、保
証人や担保の関係で、やむを得ず
高利金融で資金調達をしなければ
ならないこととなつた場合、この
企業が欠損に転落しないで今後の
資金調達を一九・二%の高利で資
金繰りをつけられる金額は、

一、五九四= $X \times ○$ ·二九二 X

二、五、四五八

⑥損益分岐点借入利率(借入金
に対する利息負担の限界利率)は
何%かと計算しますと、

損益分岐点借入利率 (一、五
九四十三八二) ÷ 一八、六〇一 =
一〇・六%

借入金に割引手形を加えますと、
一〇・五%です。

従つて、このモデルケースでは、
企業活動を行つていくための借入
利率は、利息制限法の一五%はお
るが一〇%が限界と計算されます。

⑦欠損企業になれば金融機関の融資姿勢は悪化し、貸付利率も高くなり、悪循環となりかねません。場合によっては高利に手を出し、やがては倒産の憂き目にあいかわらません。

3 健全な生活・経済活動のために

利用する者が悪い、生活態度を改めない限り解決しないといううまい張もありますが、世間の生活レベルからみて、給与所得者の平均給与収入額を考慮すれば、高利率こそが、問題の根幹であり、これを放置することは公序良俗に反し、更には国民の生存権を否定することになりかねません。でなければ返済の見込みそうにない多重債務者に、更に高利率で融資を続けることになり、国民の「健全な経済」のみならず、「生活と生命」を否定することになりかねないと懸念いたします。

消費者法ニュースNo.63 2005.4